

排出者責任を全うできる？ これからのリサイクル戦略

副題「充実してきている〈許可不要制度〉をご存じですか」



BUN環境課題研修事務所



今日はいろんなことをお伝えしたくて、そのためお聞きになっている方からすると、とりとめが無い感じがするかも知れません。
なので、あらかじめ、話の流れを示しておきます。



1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？
(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。
令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法
目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法
目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法
目的、概要、許可不要制度1つ。

5. 許可不要制度の全体像。
「規制緩和」はよいことのように聞こえるが、では、なぜ、そのような「規制」「制度」が必要なのか。
必要だったからこそ、制度を作り、規制してきた。
その規制を取り払うというのだから、それなりの理由や条件は必要。
再資源化、リサイクルとは。
これからは「適正処理」では足りない時代。
そのために、いろんな規制緩和制度を充実させてきているのだから、やはり、ルールに則った再資源化を。

今年(令和7年)4月22日省令改正

1. 委託契約書の「情報の提供事項」にPRTR法の指定物質関係が追加されます。
令和8年1月1日施行です。

2. 電子マニフェストの処分業者登録事項として「再資源化」に関する事項が追加されます。
令和9年4月1日施行です。

委託契約の法定記載事項

- ① 産業廃棄物の種類、量
- ② 委託契約有効期間
- ③ 受託者支払金額
- ④ 業許可事業範囲
- ⑤ 適正処理のための必要な情報提供
- ⑥ ⑤の提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法
- ⑦ 業務終了時の報告
- ⑧ 契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い
- ⑨ 運搬の最終目的所在地（運搬の場合）
- ⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合
- ⑪ 処分又は再生委託の場合
- ⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項記載

委託契約書の記載事項等

⑤ 適正処理のための必要な情報提供

- ア 産廃の性状・荷姿
- イ 性状の変化
- ウ 混合の支障
- エ 含有マークが付された廃パソコン、廃エアコン等廃製品
- オ 「石綿含有産廃」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の注意事項
- カ その他取扱注意事項

令和8年1月からは、「PRTR法で規定する「第一種指定化学物質等取扱事業者」が第一種指定化学物質や特定第一種指定化学物質が一定以上含有する時は「適正処理に必要な情報」が追加



本日の本論に。

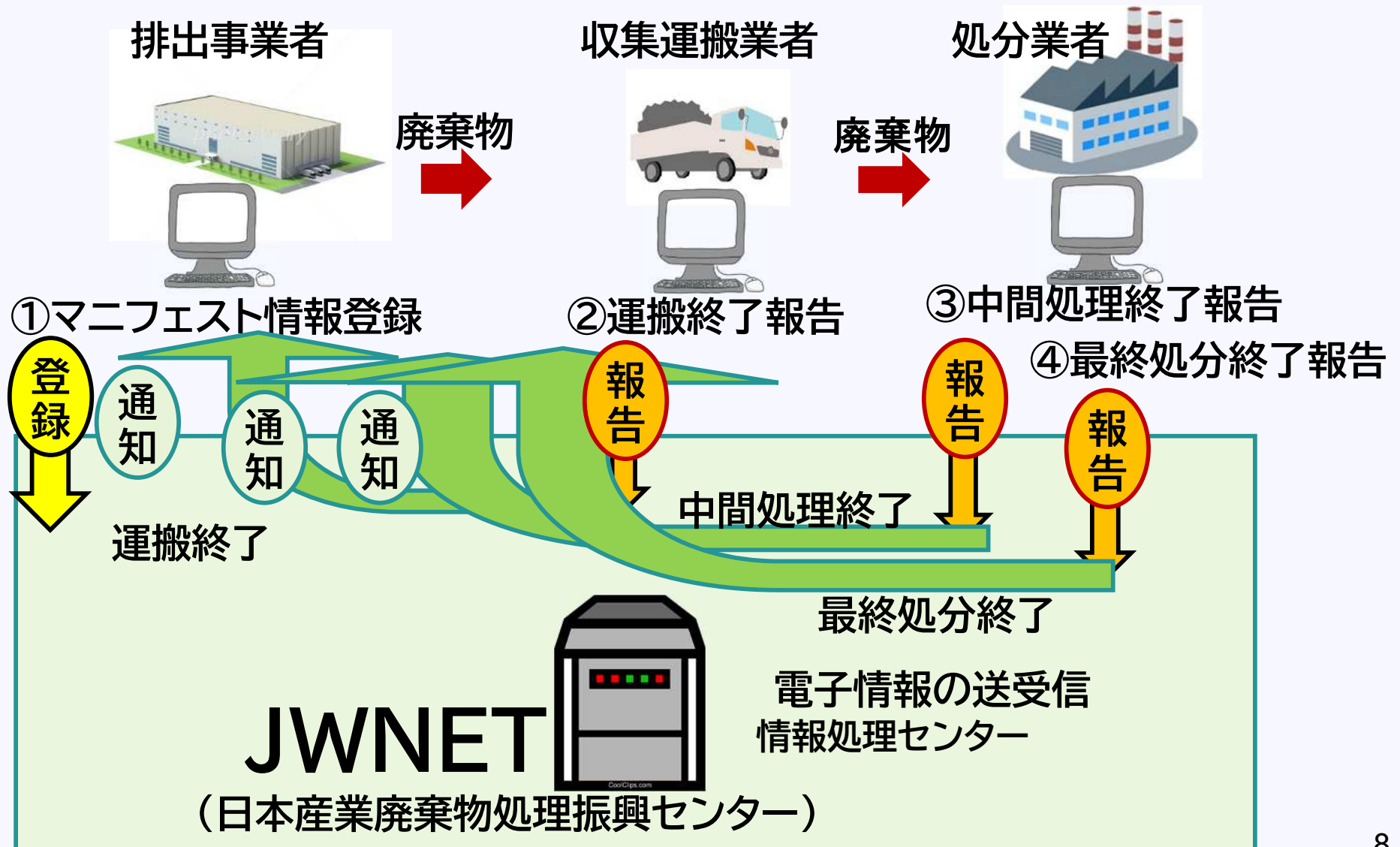
令和9年4月からは、電子マニフェストの処分業者登録事項として「再資源化」に関する事項が追加

省令改正

1. 委託契約書の「情報の提供事項」にPRTR法の指定物質関係が追加されます。
令和8年1月1日施行です。

2. 電子マニフェストの処分業者登録事項として「再資源化」に関する事項が追加されます。
令和9年4月1日施行です。

電子マニフェスト



(処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告)

第八条の三十四の三の二 処分受託者は、法第十二条の五第三項の規定による報告（産業廃棄物の処分が最終処分であるときに限る。）を行うとき又は同条第四項の規定による報告を行うときは、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号

二 処分を行った事業場の名称及び所在地

三 処分方法

四 処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）

五 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）

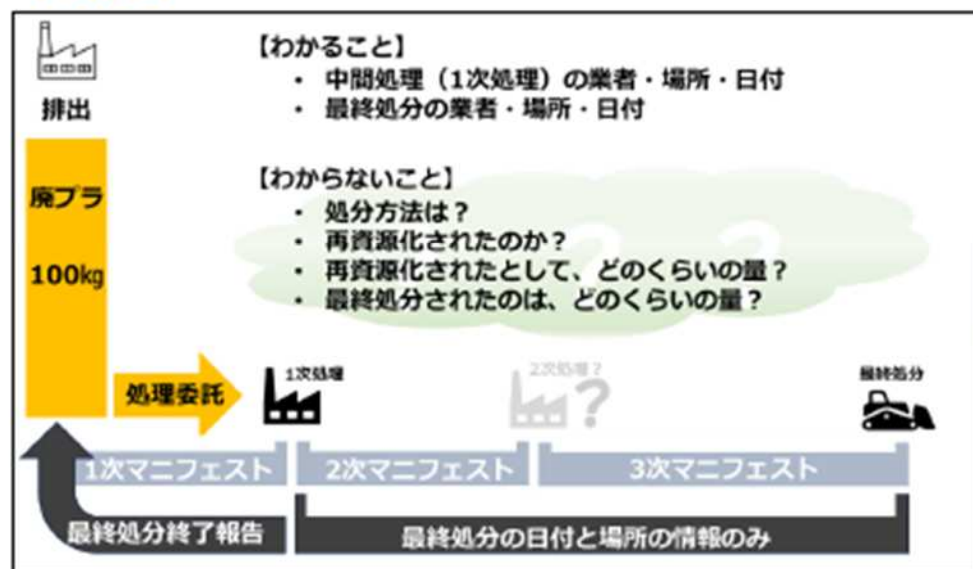
電子マニフェストの項目追加について

令和6年12月13日
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

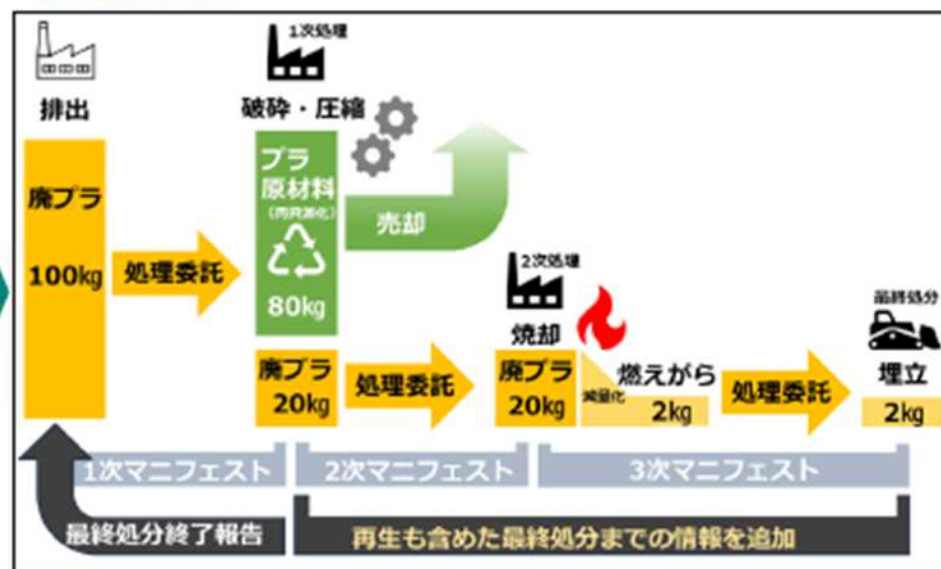
電子マニフェストの項目追加

- ❑ 処分受託者は、電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量※」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量※」等を報告する。（※実測できない場合は、的確な算出方法で算出した量でも可とする）
- ❑ メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次マニフェスト以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】



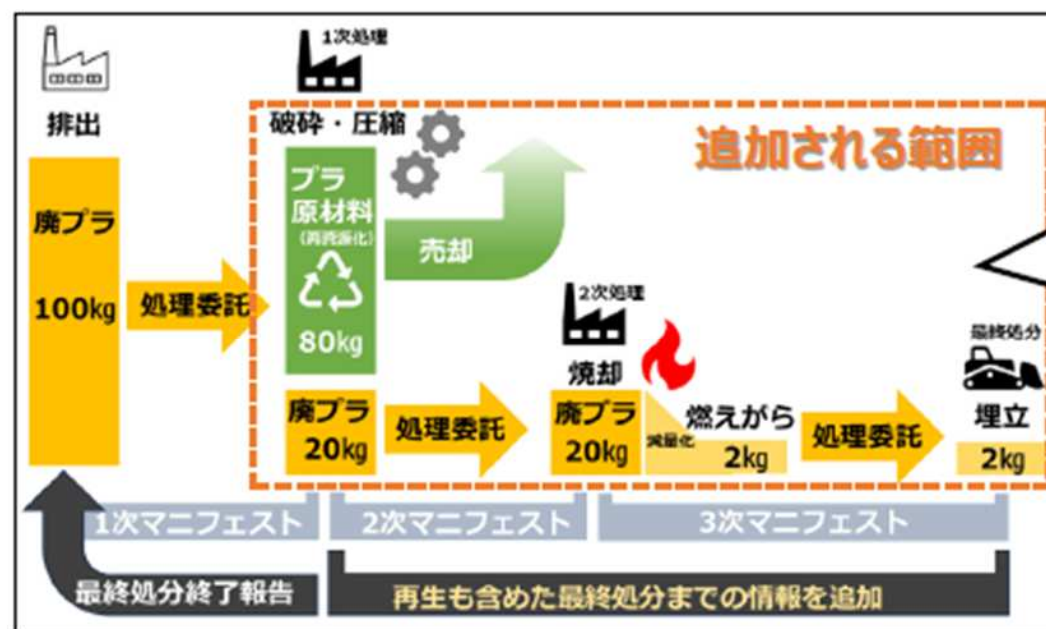
【改正案】



【参考】追加される項目について



- 現在は、中間処理業者による最終処分終了報告の際に、最終処分の業者、場所、日付のみ入力



- 中間処理業者が、最終処分終了報告の際に「自社における処分と二次マニフェスト以降の最終処分までの情報」を入力する。
- Web入力方式では、処分方法等の情報をあらかじめ登録して簡便に入力できるシステムにすることで対応。

No.	マニフェスト 番号	排出事業 場の名称	廃棄物の種類 (大分類名称)	基準 重量	マニフェスト 区分	許可番号 (下6桁)	処分業者 名称	処分事業場 名称	所在地	処分前廃棄物 の種類	処分方法	処分方法 ごとの量	処理後物 の種類	処理後物 の量
1	12345678910	*****	廃プラスチック類	100kg	1次	*****	*****	*****	*****		破碎/選別/圧縮	80kg	プラスチック 原材料	80kg
2					2次	*****	*****	*****	*****		破碎/選別	20kg	廃プラス チック類	20kg
3					3次	*****	*****	*****	*****	廃プラスチック類	焼却	20kg	燃え殻	2kg
4					4次	*****	*****	*****	*****	燃え殻	管理型埋立	2kg	燃え殻	2kg

- **なぜ、電子マニフェストだけに、このような事項が追加されたか。**
- **循環型社会を推し進めるために、新しい法律が出来ている。**
- **フワ資源循環法、再資源高度化法、資源有効利用促進法改正の紹介**





1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？
(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。

令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法

目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法

目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法

目的、概要、許可不要制度1つ。

この法律はいろんな
制度が登場します。

個人的な感想として
は、それまでの、各
種リサイクル法の枠
を超えている制度で
す。
単に「リサイクルす
ればよい」という考え
から、生産段階から
排出抑制、拡大生
産者責任を強く押し
出しています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定する仕組み**を設ける。
 - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。



<プラスチック資源の例>

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

▼：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みを判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

※：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

販売
・
提供

プラスチック資源循環法

法律

第四十六条 主務大臣は、排出事業者であつて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの（以下「多量排出事業者」という。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

政令

（多量排出事業者の要件）

第十六条 法第四十六条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二百五十トン以上であることとする。

プラスチック資源循環法省令

(プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等)

第三条 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を行うに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。(1号～4号)

(多量排出事業者の目標の設定及び情報の公表等)

第四条 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を行うため、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

2 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び前項の規定により定める目標の達成状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

(排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握及び管理体制の整備)

第八条 排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとする。

多量排出事業者に「再資源化等の実施量の把握」を求められても、自社で「再資源化」を実施している事業者はほとんどいない。そこで、委託者(リサイクラー)からの実績報告が必須のものとなる。

1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？
(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、
事実上の強制。

令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法
目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法

目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法
目的、概要、許可不要制度1つ。



再資源高度化法法律

(廃棄物処分業者の責務)

第六条 廃棄物処分業者は、その再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、再資源化の実施の状況の開示に努めなければならない。

(廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項)

第八条 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、環境省令で、次に掲げる事項に関し、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(1号～3号略)

四 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

(勧告及び命令)

第十条 環境大臣は、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの(以下「特定産業廃棄物処分業者」という。)の再資源化の実施の状況が、第八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

再資源高度化法政令

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を除く。次号において同じ。）を行った同法第十四条第一項に規定する

産業廃棄物の数量が一万トン以上であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った

廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等**の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定**、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定**し公表するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の**高度化に**
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

資料出典：PETボトルリサイクル推進協議会（2023）「PETボトルリサイクル推進協議会」

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

資料出典：国土資源院「資源循環の推進に関する調査報告書（令和5年度）」



例：使用済み紙おむつリサイクル

資料出典：国土資源院「資源循環の推進に関する調査報告書（令和5年度）」

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

資料出典：国土資源院「資源循環の推進に関する調査報告書（令和5年度）」

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

3-3. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（特定産業廃棄物処分業者）



<特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- ・ 再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を**広く設定することが望ましい**。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- ・ そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%で、処分量全体の約93%を占めているため、これを要件とする**。
- ・ ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽い**ため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとする**。
- ・ 具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%で、処分量全体の約89%を占めているため、これを要件とする**。

<政令で定める要件案>

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない

再資源化の実施の状況が、著しく不十分

勧告、命令



**BUNさん視点：今までは「適正処理」。「再資源化」は「望ましい」レベル。
今後は、「再資源化」が「義務」の時代に。**

3-1.廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者※**の再資源化の実施の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの**
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは**、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないものとする**。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること



1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？

(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。

令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法

目的、概要、許可不要制度 3 つ。

3. 再資源高度化法

目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法

目的、概要、許可不要制度1つ。

「拡大生産者責任」



1、に該当

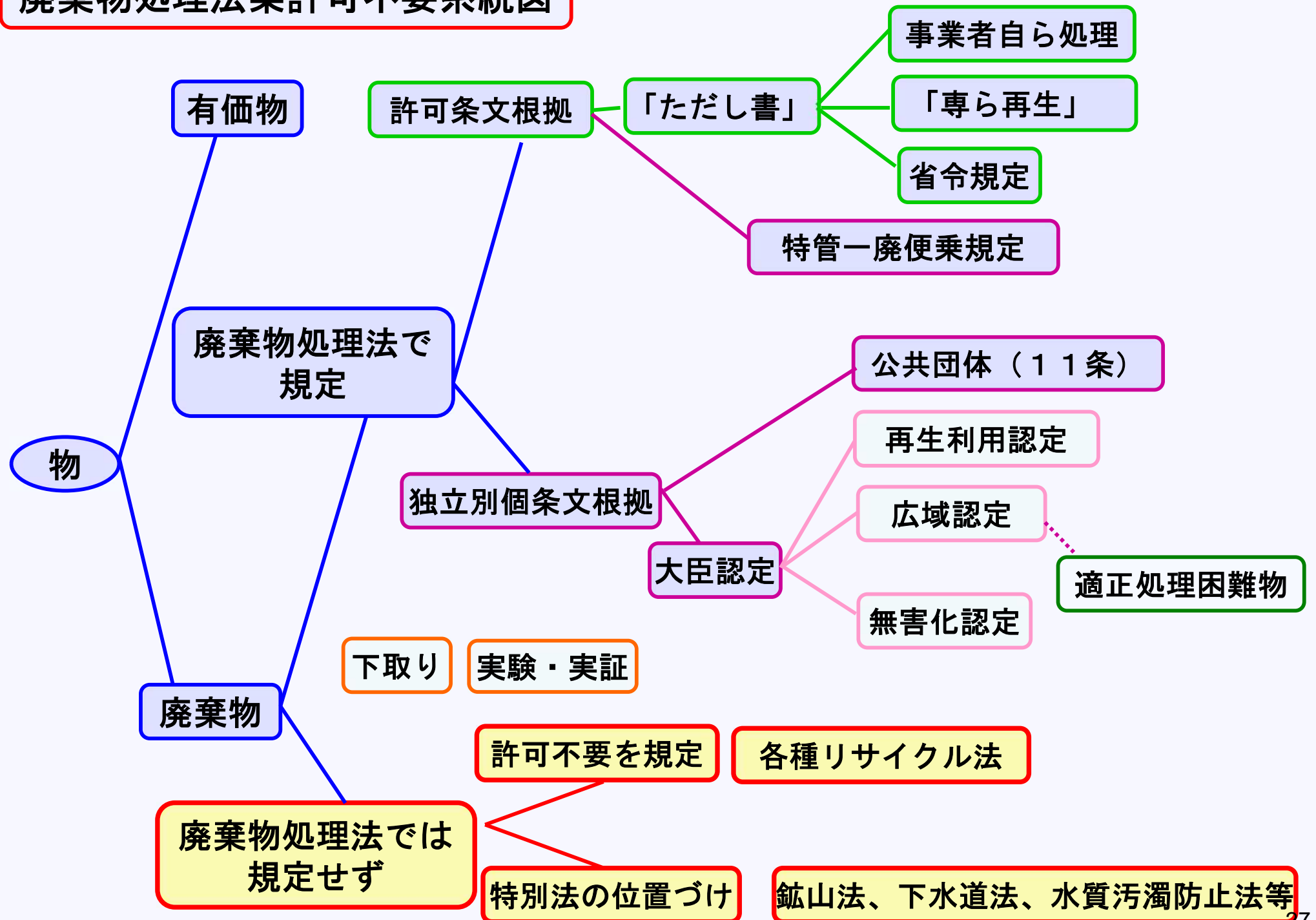
2、に該当

廃棄物処理にあたるので
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

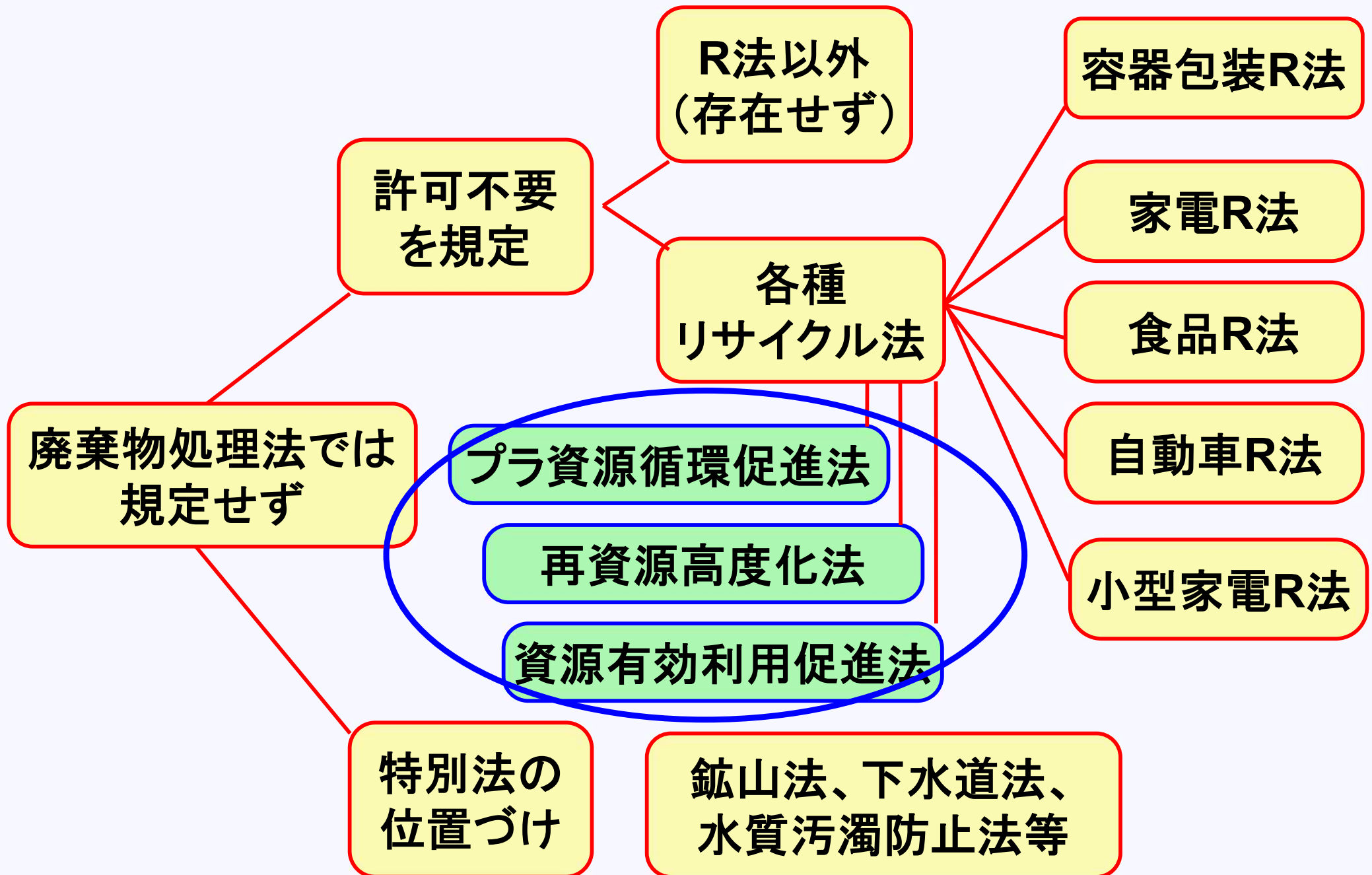
排出者責任
自社処理は許可不要

廃棄物処理法業許可不要系統図



各種リサイクル法の詳細系統図

建設R法には許可
不要制度はない



廃棄物処理法業許可不要系統図

プラ資源循環促進法

容器包装リサイクル法変形認定

製造・販売者自主回収認定

排出事業者再資源化認定

再資源高度化法

高度再資源化事業計画認定

高度分離・回収事業計画認定

資源有効利用促進法

自主回収・再資源化事業計画認定

容器包装リ サイクル法 変形認定



[ツイート](#)

[LINEで送る](#)

更新日：2022年9月30日

全国第1号！製品プラスチック一括回収・リサイクルに係る大臣認定を取得しました

今年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック資源の分別収集を促進するため、従来の容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックについても一括で回収し、リサイクルすることが可能となりました。これを受け、仙台市では、令和5年4月より、他の政令指定都市に先駆け、これまで家庭ごみとして焼却処理していた製品プラスチックの一括回収・リサイクルを実施することとしています。

また、同法では、市町村が製品プラスチックを含むプラスチックごみの再商品化計画を策定し、環境大臣および経済産業大臣の認定を受けることで、自らリサイクルを行うことができる仕組みが新たに設けられました。この認定を受けると、プラスチックごみのリサイクルに主体的に取り組むことが可能となることから、本市では、8月10日に国に対し、プラスチックごみの再商品化計画を申請していました。

本日、この再商品化計画について、全国で第1号となる環境大臣・経済産業大臣の認定を取得しました。今後も、プラスチックごみの一層のリサイクルを進めてまいります。

1 再商品化計画について

(1) 認定日

令和4年9月30日（計画期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日）

(2) 概要

民間リサイクル業者「J&T環境株式会社」と連携して本市自らリサイクルを行う再商品化計画を策定。回収したプラスチックごみは、同者の市内施設において、選別からリサイクルまでの工程を一体的に行い、プラスチック製品の原料となるペレットやフラフ等にリサイクルを行う。また、同施設では、これらの原料を利用して、物流パレットを製造する。

5月8日 No.1631

2023年(令和5年)

週刊 月曜発行

発行人 河村 勝志

平成元年9月22日 第3種郵便物承認

購読料 年間 22,900円+税
(定価) 1部本体 495円+税

週刊

循環経済新聞

JUNKAN KEIZAI The Recycling Economy Times

自動配車の技術を、
産廃業界へ。LYNA × JEMS
LYNA 自動配車クラウド 環境將軍R

プラ法第39条と第48条で初の認定

緑川化成工業／三重中央開発／DINS関西

緑川化成工業の緑川忠男社長(中央右)と
大栄環境の大田成幸専務取締役(中央左)

材料リサイクルで各種製品に

して出荷して、パート
ナー企業で新しいPETボトル製造に利用
る。収集区域は大田
大栄環境の大田成
専務取締役は、「D
S関西ではPETボ環境省と経済産業省
は4月19日、環境省内
でプラスチック資源循
環法に基づく自主回収
・再資源化事業計画
(同法第39条)と再資源
化事業計画(同法第48
条)に関する両大臣の
認定証の手交式を行った。製造・販売事業者
等による自主回収・再
資源化事業計画につい
ては緑川化成工業(第
1号)、再資源化事業計
画(複数の排出事業者
からの委託を受けた再
資源化事業者が作成し
た再資源化事業計画)
については大栄環境グ
ループの三重中央開発
(第1号)とDINS
関西(第2号)が認定
を受けた。いずれも主
務大臣が認定すること
で、廃棄物処理法に基
づく業の許可が不要と
なる。緑川化成工業は使用
済みアクリル板(年間
100ト)を材料リサ
イクル(ペレット)し
て、再生アクリルシ
ー製造に利用する。収
集区域は茨城県と栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈
川県。緑川忠男社長は、
「資源は有限であり、
循環して再利用するこ
とは重要」と述べた。
三重中央開発は、大
和ハウス工業と真秀ゴ
ールド・フーズ、パイ
ロットインキ、他2社
の合計5社から排出さ
れる廃プラスチック
(食品包装資材年間3
60ト、工場端材年間
280ト)を材料リサ
イクル(ペレット)し
て、ペレット製造等に
利用する。収集区域は
三重県と奈良県。DINS関西は2社
から排出される廃棄P
ET飲料を回収し、中
身の廃棄飲料分離後の
PETボトル(年間2
01ト)を樹脂原料と

製造・販売者自主回収認定

排出事業者再資源化認定

認 定 証

住 所：東京都台東区駒形一丁目4番18号

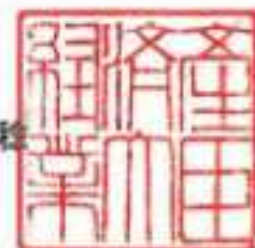
氏 名 又 は 名 称：緑川化成工業株式会社

代表者の役職及び氏名：代表取締役 緑川 忠男

別紙のとおりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律
第60号）第39条第3項の認定を受けた者であることを証する。

令和5年4月19日

経済産業大臣 西村 康稔



環境大臣 西村 明宏



「製造・販売者」は排出者ではないので、本来は許可が必要であるが、「自主回収認定」を受ければ、許可不要。

さらに、「自主回収認定」を受けた「製造・販売者」の委託を受ければ、その受託業者も、許可不要。



1、に該当

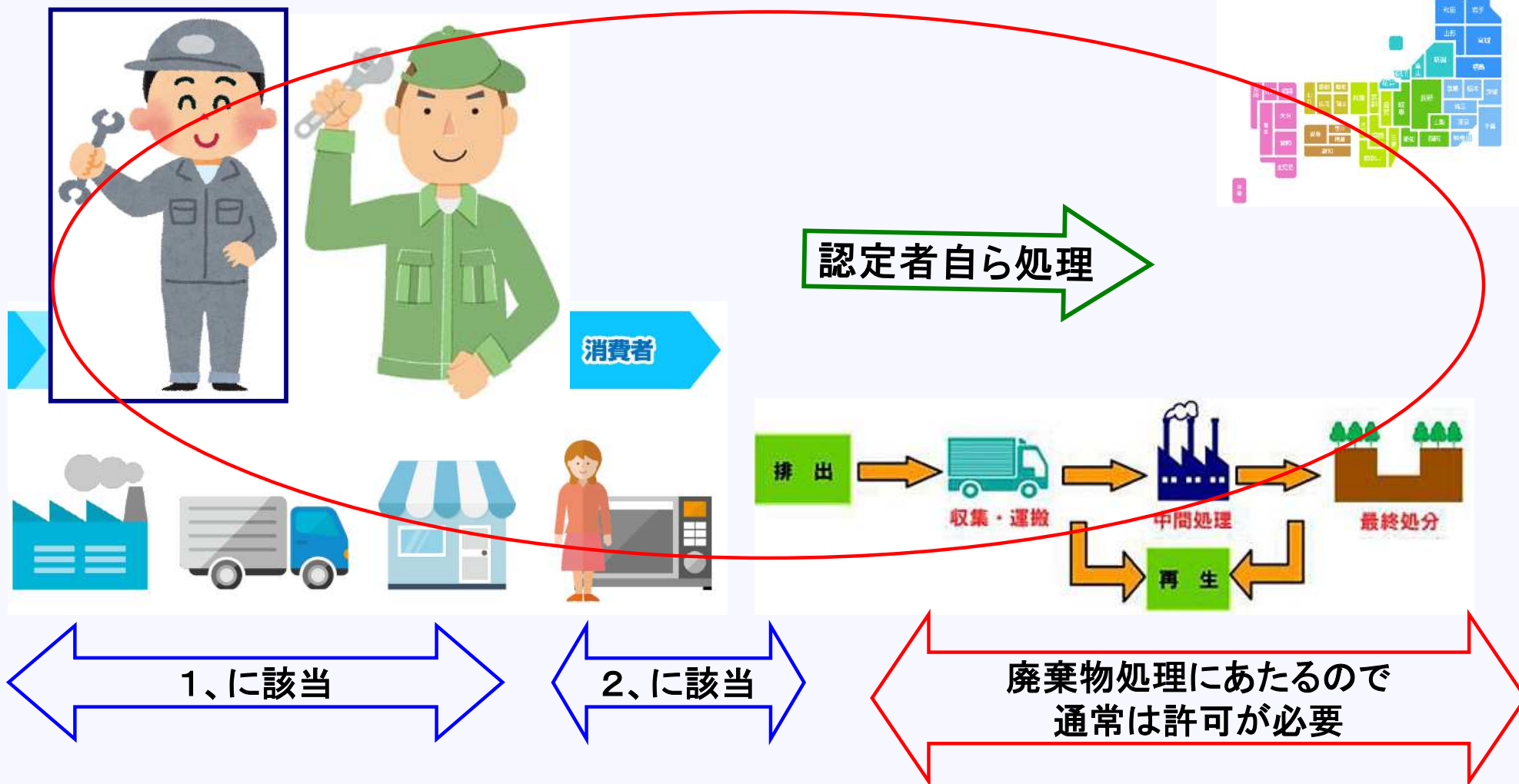
2、に該当

廃棄物処理にあたるので
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条1項により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条3項により許可不要)



1、に該当

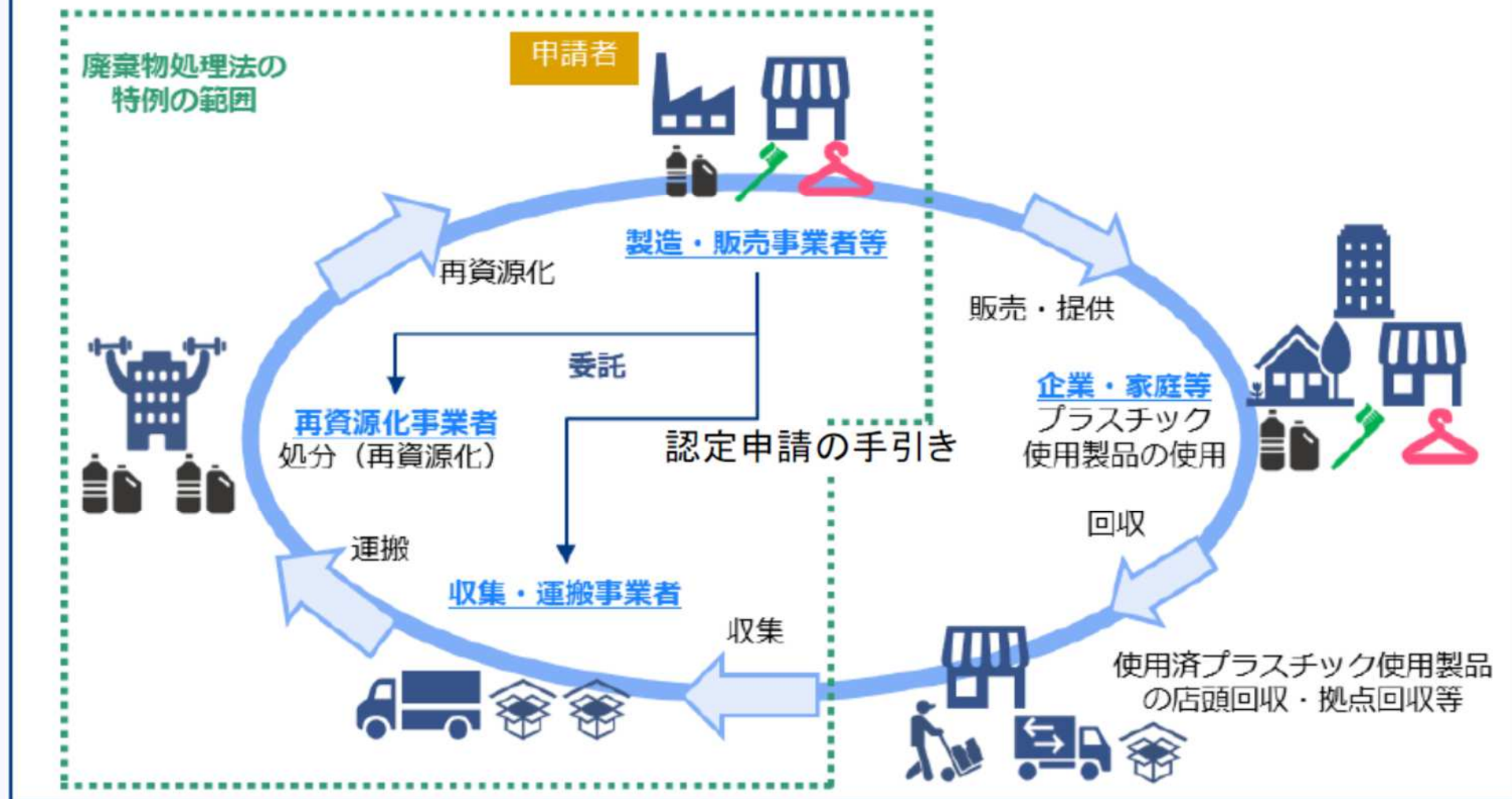
2、に該当

廃棄物処理にあたるので
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

● 自主回収・再資源化事業のスキーム〈法第 39 条第 1 項〉



5月8日 No.1631

2023年(令和5年)

週刊 月曜発行

発行人 河村 勝志

平成元年9月22日 第3種郵便物承認

購読料 年間 22,900円+税
(定価) 1部本体 495円+税

式会社

三編町3-1-5
(5214) 6633
本町1-5-11
(6262) 2090

週刊 循環経済新聞

JUNKAN KEIZAI The Recycling Economy Times

自動配車の技術を、
産廃業界へ。LYNA × JEMS
LYNA 自動配車クラウド 環境將軍R

プラ法第39条と第48条で初の認定

緑川化成工業／三重中央開発／DINS関西

環境省と経済産業省は4月19日、環境省内でプラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画(同法第39条)と再資源化事業計画(同法第48条)に関する両大臣の認定証の手交式を行った。

た。製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画については緑川化成工業(第1号)、再資源化事業計画(複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画)については大栄環境グループの三重中央開発(第1号)とDINS関西(第2号)が認定を受けた。いずれも主務大臣が認定すること、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

緑川化成工業は使用済みアクリル板(年間100ト)を材料リサイクル(ペレット)して、再生アクリルシート製造に利用する。収集区域は茨城県と栃木

県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。緑川忠男社長は、「資源は有限であり、循環して再利用することは重要」と述べた。

三重中央開発は、大和ハウス工業と真秀ワールド・フーズ、パイロットインキ、他2社の合計5社から排出される廃プラスチック(食品包装資材年間360ト、工場端材年間280ト)を材料リサイクル(ペレット)して、ペレット製造等に利用する。収集区域は三重県と奈良県。

DINS関西は2社から排出される廃棄PET飲料を回収し、自身の廃棄飲料分離後のPETボトル(年間201ト)を樹脂原料と



緑川化成工業の緑川忠男社長(中央右)と大栄環境の大田成幸専務取締役(中央左)

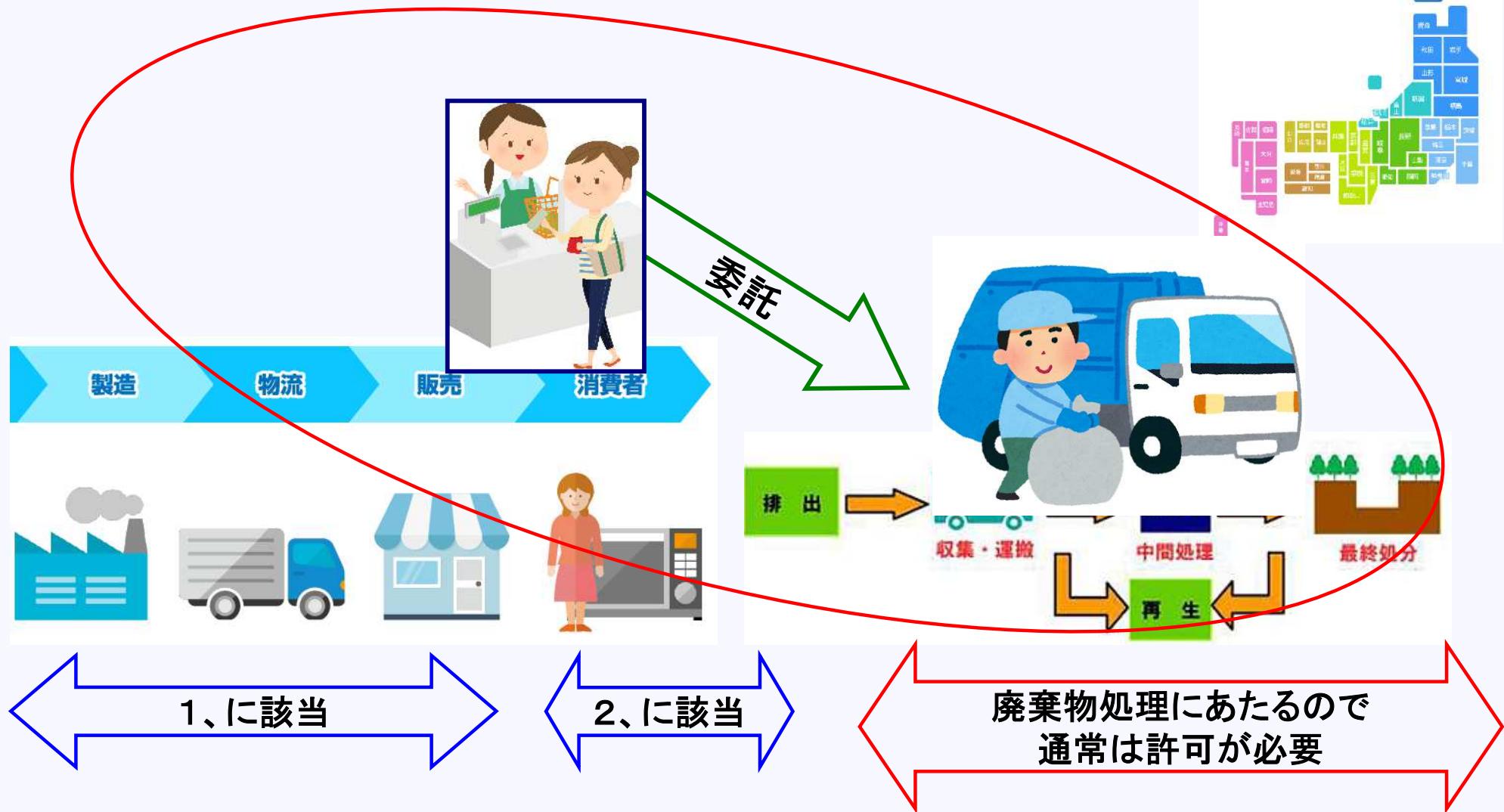
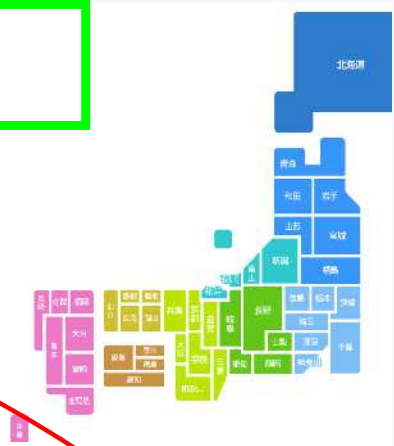
材料リサイクルで各種製品に

して出荷して、パートナー企業で新しいPET

Tボトル製造に利用。収集区域は大栄環境の大田成幸専務取締役は、「DINS関西ではPETボ

排出事業者再資源化認定

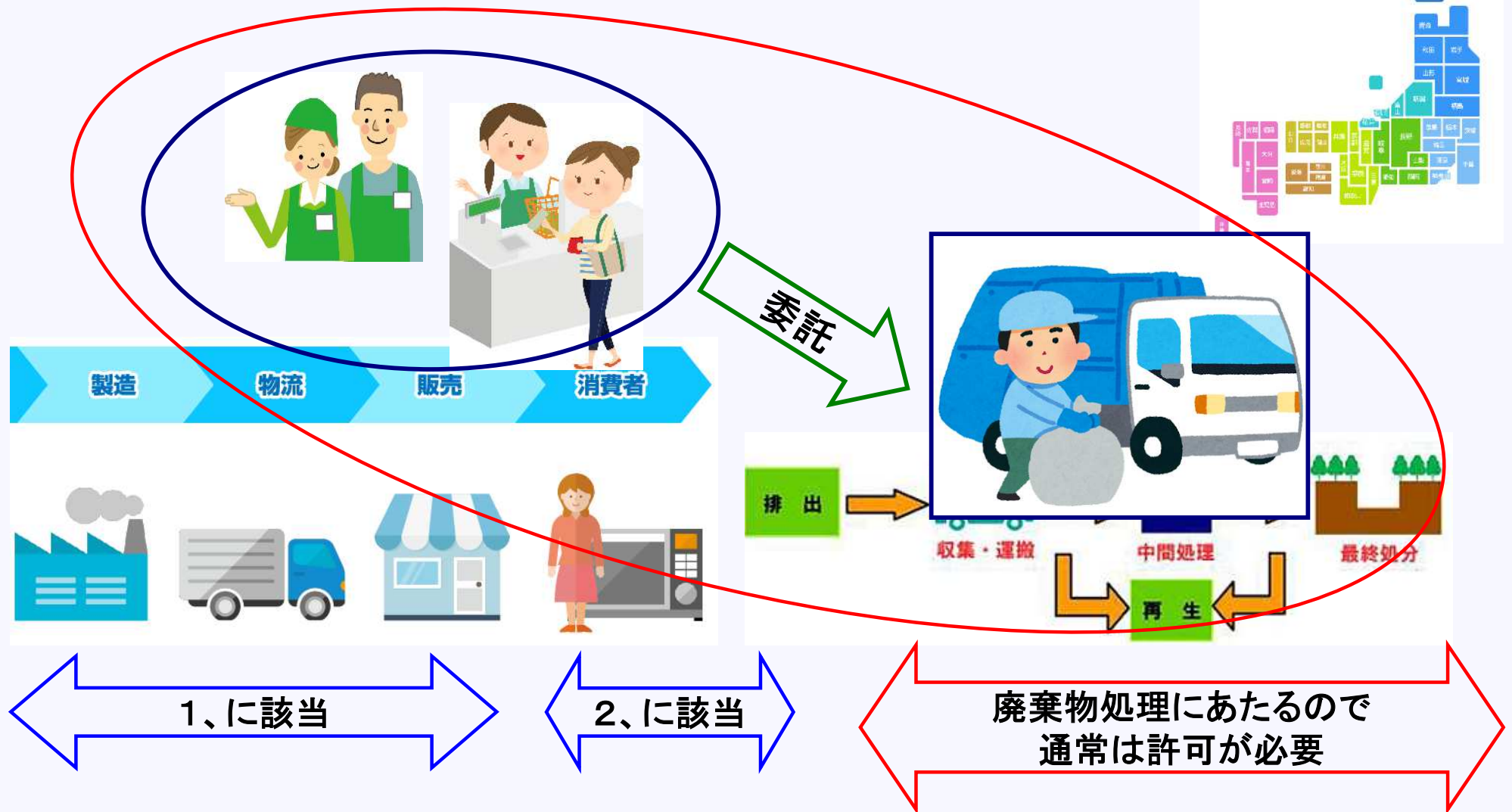
2、排出事業者認定(48条1項1号認定、50条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定(48条1項2号認定、51条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

再資源化事業計画

(1) 三重中央開発株式会社（第1号認定）

1. プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：三重県、奈良県
2. 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び重量
食品包装資材：360t/年
工場端材：280t/年
3. 再資源化の実施方法：材料リサイクル（ペレット）
4. 再資源化により得られた物の利用方法：パレット製造等

(2) DINS関西株式会社（第2号認定）

1. プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：大阪府
2. 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び重量
廃棄ペットボトル：201t/年
3. 再資源化の実施方法：材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）
4. 再資源化により得られた物の利用方法：飲料用PETボトル製造

2. 再資源化事業計画について

○三重中央開発

認定日 : 2023 年 4 月 19 日

内容 : 5 社（大和ハウス工業株式会社、株式会社真秀コールド・フーズ、パイロットインキ株式会社、他 2 社）から排出される廃プラスチック類を、自社のプラスチックリサイクル施設においてペレットに再資源化。その後パレット等に再資源化し、社会に還元します。



○DINS 関西

認定日 : 2023 年 4 月 19 日

内容 : 2 社から排出される廃棄 PET 飲料を回収。中身の廃棄飲料分離後の PET ボトルを PET 樹脂原料として出荷。パートナー企業において PET ボトルに再資源化し、社会に還元します。



花王の茅場町事業場に設置している回収ボックス(右)と鎌倉市に設置している「しげんポスト」(回収ボックス)の両方



プラ新法39条で2件目の認定

地域回収モデルの先行事例に

花王／花王ロジスティクス

花王と同社グループの花王ロジスティクス(東京・墨田、川島基弘社長)はプラスチック資源循環法第39条に基づき自主回収・再資源化事業計画について、3月1日付で環境大臣と経済産業大臣の認定を受けた。認定取得により、その計画の範囲において廃棄物処理法の業許可が不要となる。

2社は使用済み詰めかえバック(詰めかえ用フィルム容器)(年間1・5t)をマテリアルリサイクル(洗浄・微細化フィルム破砕物)して、容器製造原料と容器製造研究原料に利用する。収集区域は東京都と神奈川県となっている。これにより同法第39条に基づき認定数は合計で2件となった。



詰めかえバックの循環イメージ

流を担う花王ロジスティクス等による既存の事業場間輸送便を活用することで、輸送コストや環境負荷を削減する。さらに、今回認定を取得した計画と同様のパートナーの回収については他地域で応用展開が可能のため、回収地域のスピーディな拡大を見込むとともに、これまでの「有価物」としての回収に加え、自治体や企業に対し、今回の計画を「導入が容易な回収モデル」として示し、リサイクルでの連携を推進していくとしている。

実証事業の概要



同社はサキエ
フーエノミの
加速に合わせ、発
泡スチロールの自
主回収や再資源化
を日本国内各拠点

で展開する。その
中、製法の改良と事業
拡大を通じて、プラスチ
ック資源の循環促進に貢
与している。また、本
事業では、環境省の
「水平リサイクル新事
業」認定を受け、発
泡スチロールの再資
源化を進めている。こ
の取り組みは、環
境省の23年度「脱炭
素型循環経済システム
構築促進事業」(プラスチ
ック等資源循環システ
ム)の取組である。

積水化成工業

自主回収・再資源化の認定取得

発泡スチロール水平R実証も開始

積水化成工業は3月6日、経済産業省と環境省よりプラスチックス資源循環促進法に基づき、自主回収・再資源化の認定事業を開始した。認定事業計画の認定第3号を取得した。そのほか、同日には、水害リサイクル「発泡スチロール」の自主回収・再資源化事業を開始した。認定事業計画の認定第3号を取得した。そのほか、同日には、水害リサイクル「発泡スチロール」の自主回収・再資源化事業を開始した。

で展開する。その中、製法の改良と事業拡大を通じて、プラスチック資源の循環促進に貢与している。また、本事業では、環境省の「水平リサイクル新事業」認定を受け、発泡スチロールの再資源化を進めている。この取り組みは、環境省の23年度「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」(プラスチック等資源循環システム)の取組である。

積水化成工業は、発泡スチロールの再資源化を進めている。この取り組みは、環境省の23年度「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」(プラスチック等資源循環システム)の取組である。また、本事業では、環境省の「水平リサイクル新事業」認定を受け、発泡スチロールの再資源化を進めている。この取り組みは、環境省の23年度「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」(プラスチック等資源循環システム)の取組である。

廃プラ・容器・古紙・事業系

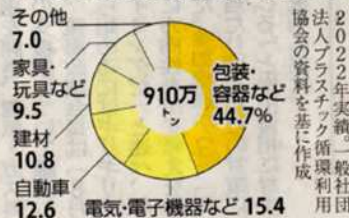
再生プラ使用量に目標

政府方針 製造業 報告義務化

政府は、大量のプラスチックを使用する製造業に対し、再生材の使用量の目標設定や使用実績の報告を義務化する方針を固めた。国内で回収される使用済みプラスチックは大半が焼却処分されており、規制強化で脱炭素化を後押しする。早ければ来年の通常国会で資源有効利用促進法の改正を目指す。

現在は数値目標のない努力義務にとどまっており、経済産業省の有識者会議は月内にも、目標量の設定や定期的な報告を求める内容を盛り込んだ中間取りまとめを決定する方針だ。規制強化の対象となるのは、自社製品の製造過程で一定量のプラスチックを使用している業種だ。経産省は、使用実績の報告を義務化する。改正法は、業種ごとに再生材の使用拡大に向けた工程表の策定を求め、各社の目標設定の目安とする方向だ。使用実績の報告を義務化する。改正法は、業種ごとに再生材の使用拡大に向けた工程表の策定を求め、各社の目標設定の目安とする方向だ。使用実績の報告を義務化する。

プラスチックの消費量の分野別内訳



2022年実績。一般社団法人プラスチック循環利用協会の資料を基に作成

製品に再利用されるのは1割未満にとどまっている。焼却で大量の二酸化炭素(CO₂)を排出するため問題視されていた。欧州連合(EU)は、2030年頃までに新生産に使うプラスチックの25%以上を再生材とすることを義務づけるなど規制を強化している。対策が遅れば、日本製品が海外市場から締め出される懸念がある。プラスチックや金属などを再利用する動きは「サーキュラーエコノミー(循環経済)」と呼ばれ、各国が取り組みを進めている。

BUNさん視点:排出事業者側にも「再資源化」促進義務を新たに制度化している。



出典:読売新聞:2024. 6. 26



1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？

(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。
令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法
目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法 目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法
目的、概要、許可不要制度1つ。

重要資源 循環を促進



循環経済に関する関係閣僚会議の初会合で発言する岸田首相（左）（30日、首相官邸で）

初の関係閣僚会議

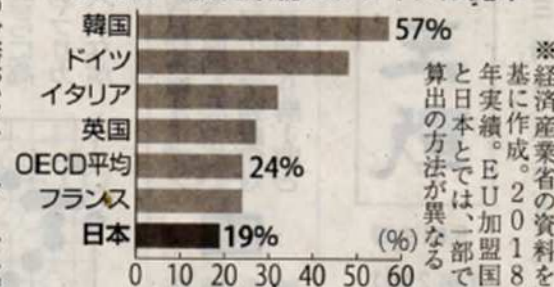
政府は30日、資源を再利用して経済活性化につなげる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の促進に向けた初の関係閣僚会議（議長・林官房長官）を首相官邸で開いた。資源の再利用は、脱炭素社会の実現という観点に加え、重要鉱物の確保など経済安全保障上の重要性も増しており、取り組みを加速させる。岸田首相は初会合で、「資源を浪費せず循環利用しながら、新たな付加価値を生み出す循環経済型社会システムへ転換するため、政策を抜本強化することが必要だ」と述べ、年内に省庁横断の政策パッケージを作成するよう指示した。8月からは全国で車座対話も行い、若い世代の意見を聞く。政策パッケージには、▽製造業者とリサイクル業者の連携促進▽再生プラスチックの活用義務化▽太陽光パネルのリサイクル促進などを盛り込む。2025年度予算案に具体的な政策を反映させ、関連法の改正も目指す。

経済産業省によると、日本の一般廃棄物のリサイクル率（18年実績）は19%にとどまり、経済協力開発機構（OECD）平均の24%を下回る。国土が狭く、廃棄物の埋め立て量を減らすために焼却処理を中心としてきたが、脱炭素化に向けて方針転換が必要だ。

断の政策パッケージを作成するよう指示した。8月からは全国で車座対話も行い、若い世代の意見を聞く。政策パッケージには、▽製造業者とリサイクル業者の連携促進▽再生プラスチックの活用義務化▽太陽光パネルのリサイクル促進などを盛り込む。2025年度予算案に具体的な政策を反映させ、関連法の改正も目指す。

経済産業省によると、日本の一般廃棄物のリサイクル率（18年実績）は19%にとどまり、経済協力開発機構（OECD）平均の24%を下回る。国土が狭く、廃棄物の埋め立て量を減らすために焼却処理を中心としてきたが、脱炭素化に向けて方針転換が必要だ。

◆各国の一般廃棄物のリサイクル比率



欧州連合（EU）は30年をメドに、新車生産に使うプラスチックの25%以上を再生材とすることを義務づける。日本も世界的な規制強化への対応を迫られる。循環経済の推進には、重要資源を囲い込む各国の動きに対抗する狙いもある。中国は23年、先端半導体の材料となるガリウムとゲルマニウムの輸出規制を強化し、リチウムイオン電池に欠かせない黒鉛（グラファイト）も輸出規制に加えた。インドネシアは20年から、車載電池に使うニッケル鉱石を禁輸とした。

日本はこうした重要鉱物をほぼ輸入に頼っており、経済安保の観点からも再利用を進める必要がある。スマートフォンなど電子機器に使われる資源を効率的に回収するため、企業間の連携を強化する方針だ。

人事

◇資生堂（25年1月1日）取締役（取締役兼執行役員） 魚谷雅彦（3月下旬）退任 取締役 魚谷雅彦

財務

◇TIDK株式会社 9月30日現在の株式1株を5株、発効10月1日

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月23日公布

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表するものとする。**

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の**高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設し、**生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の各種許可のの特例を設ける。**

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル

関係法令：PETボトルリサイクル推進法（2023）（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

関係法令：古紙リサイクル促進法（2015）（古紙リサイクル推進協議会）
関係法令：古紙リサイクル促進法（2015）（古紙リサイクル推進協議会）

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

関係法令：産業廃棄物処理法（2015）（AI活用推進協議会）

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献



資源循環の促進のための再資源化事業等の 高度化に関する法律について

令和7年2月
自治体説明会資料

日程	対応事項
●令和6年5月29日 法律の公布	
●公布から9ヶ月以内で政令で定める日 基本方針・判断基準の施行 2月1日に施行済み	1. 基本方針（告示）・判断基準（省令）の策定 ▶ 関係者の意見も踏まえつつ策定 2. 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の基準（政令）の策定 ▶ 対象となる事業者への早期の周知
●公布から1年6ヶ月以内で政令で定める日 認定制度・報告公表制度の施行	1. 認定制度の施行に向けた対応 ▶ 認定の基準等の下位法令・申請の手引きの整備、事業者・地方公共団体への制度の周知 ▶ 迅速な認定の実現のための体制強化 2. 報告公表制度の施行に向けた対応 ▶ 事業者による報告のためのシステムの整備等



3-1. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者※**の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの**
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること

**BUNさん視点：今までは「適正処理」。「再資源化」は「望ましい」レベル。
今後は、「再資源化」が「義務」の時代に。**

3-3.廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（特定産業廃棄物処分業者）



<特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- ・再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を**広く設定することが望ましい**。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- ・そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%で、処分量全体の約93%を占めているため、これを要件とする**。
- ・ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽い**ため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとする**。
- ・具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%で、処分量全体の約89%を占めているため、これを要件とする**。

<政令で定める要件案>

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない

BUNさん視点：中間処理量「年間1万トン以上（「廃プラスチック類については1500トン以上）」の処理業者は「特定産廃処分業者」として報告等義務の対象。

4-1. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第2節）



＜①高度再資源化事業＞

（第11条～第15条関係）

認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う**再資源化に必要な行為を業として実施**し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された**廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：新幹線の部品を
新幹線の棚にリサイクル

- **製造業者が求める質・量の再生材を供給**するため、特定の廃棄物を**地方公共団体の区域をまたがって広域的**に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。
- 地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、**国による一括認定により迅速に実現**。

1/1

BUNさん視点：処理業許可、処理施設設置許可不要となる「認定制度」。
正直「未だ不明」。具体的な認定要件や他の制度との整合性等不明。

4-2.再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第3節）



＜②高度分離・回収事業＞

（第16条～第19条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けずに、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う**再資源化に必要な行為を業として実施**し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された**廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

- 
- **最先端の技術を用いた再資源化**は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の**審査に時間がかかる**。
 - 国が**最新の知見を踏まえ迅速に認定**するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を**全国的に波及**。

BUNさん視点：処理業許可、処理施設設置許可不要となる「認定制度」。
正直「未だ不明」。具体的な認定要件や他の制度との整合性等不明。

4-3.再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第4節・第5節）



＜③再資源化工程の高度化＞

（第20条・第21条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「**再資源化工程の高度化**」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

事業のイメージ



例：AIを活用した高効率な再資源化

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、**廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす**ものとする。

- 廃棄物処理施設への**先進的な高性能の設備導入**は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、**脱炭素と資源循環を加速**。

＜登録法人への委託＞

（第22条～第37条関係）

- ✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

16

BUNさん視点：処理施設設置許可不要となる「認定制度」。処理業許可不要制度は規定せず。正直「未だ不明」。具体的な認定要件や他の制度との整合性等不明。

5.再資源化の実施の状況の報告等（第4章）



再資源化の実施の状況の報告等

（第38条～第40条関係）

- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、**毎年度**、産業廃棄物の**種類及び処分の方法の区分ごと**に、その**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を**環境大臣に報告**しなければならないものとする。
※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、**再資源化を実施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表**を行うよう**環境大臣に請求**できるものとする。
- ◆ 環境大臣は、**報告された事項**について、**公表**するものとする。



- 廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、**資源循環の促進に向けた情報基盤を整備**。
- 廃棄物・リサイクル業と製造業者との**マッチング機会の創出**。

＜公表内容のイメージ＞

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破碎	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

47

BUNさん視点：中間処理量「年間1万トン以上（「廃プラスチック類については1500トン以上）」の処理業者は「特定産廃処分業者」として報告等義務の対象。
公表することにより、排出事業者は受け皿（処分業者）選定の参考と出来る。
電子マニフェストには令和9年から「再資源化量」が法定事項として追加。



1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？

(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。
令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。

2. プラ資源法
目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法
目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法(令和7年6月4日改正公布)
目的、概要、許可不要制度1つ。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）排出量取引制度の法定化、（２）資源循環強化のための制度の新設、（３）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（４）GX分野への財政支援の整備を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当て）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当て。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生じた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - ・ 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - ・ 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
 - ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（４）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

① 再生資源の利用義務化

- ・脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。

（勧告及び命令）

第十七条 主務大臣は、特定再利用事業者であつて、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定再利用業種に係る**再生資源又は再生部品の利用**が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、当該特定再利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定再利用業種に係る**再生資源又は再生部品の利用**に関し必要な措置をとるべき旨の**勧告**をすることができる。

（定義）

第二条

9 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

特定再利用業種

施行令(特定再利用業種)

第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

(R7年8月時点、これを拡大改正する可能性有り。BUNさん推測)

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
一 古紙	紙製造業	その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。
二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手（硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業	その事業年度における硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が六百トン以上であること。
三 カレット	ガラス容器製造業	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。
四 使用済複写機（複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）の駆動装置、露光装置その他の装置であって経済産業省令で定めるもの	複写機の製造業	その事業年度における複写機の実生産台数が一千台以上であること。
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であること。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）排出量取引制度の法定化、（２）資源循環強化のための制度の新設、（３）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（４）GX分野への財政支援の整備を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当て）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当て。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生じた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
 - ・ 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
 - ・ 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等に対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標やその達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
 - ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（４）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

資源有効利用促進法

（廃棄物処理法の特例）

第五十七条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2（省略）

3 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第五十四条第二項第七号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

認定自主回収・再資源の対象物

資源有効利用促進法(定義)

第二条

14 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品(他の製品の部品として使用される製品を含む。)であつて、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品(他の製品の部品として使用される製品にあつては、当該製品又は当該他の製品)の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。)をすることが経済的に可能であつて、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

施行令

(指定再資源化製品)

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

別表第六 (第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係)

一 パーソナルコンピュータ(重量が一キログラム以下のものを除く。)	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。
二 密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。)	その事業年度における生産量又は販売量(自ら輸入したものの販売量に限る。)が二百万個以上であること。

モバイル電池回収義務

来春から

携帯・加熱たばこも 火災対策

政府は、自主回収とリサイクルを事業者に義務付ける「指定再資源化製品」に、モバイルバッテリーと携帯電話、加熱式たばこ機器の3品目を追加する方針

を固めた。内蔵する小型リチウム蓄電池による火災が相次いでおり、対策を強化する。利用者は3品目を普通ゴミとして廃棄できず、店舗や自治体での回収に協

力する必要がある。

経済産業省と環境省が、メーカーや輸入販売事業者

指定再資源化製品の回収とリサイクルのイメージ



リチウム蓄電池一体型の製品

モバイルバッテリー



加熱式たばこ機器

携帯電話



・店舗や市区町村の回収ボックスに持ち込み
・メーカーなどに郵送



工場で処理されリサイクル



指定再資源化製品 資源有効利用促進法に基づき政令で指定される。メーカーと輸入販売業者は加盟する一般社団法人などを通じ、自主回収とリサイクルを行う。現在は一般社団法人の「パソコン3R推進協会」と「JBRC」が、郵送受け付けのほか、家電量販店などの協力店や市区町村などを拠点に対象製品を回収している。

出典

読売新聞

R7年7月5日

など関連業界に聞き取りした上で、8月をめどに正式に決める。来年4月の改正資源有効利用促進法の施行に合わせ、政令で再資源化製品に追加指定する。

追加指定に伴い事業者は自主回収とリサイクルを怠った場合、罰金が科される。利用者は、家電量販店や自治体に設置される回収ボックスに持ち込むなど適切な廃棄が必要となる。利用者への罰則規定はないが、自治体から指導を受けたり、廃棄物処理法違反に問われたりする可能性がある。

再資源化製品は現在、パソコンと、リチウム蓄電池など密閉型蓄電池の2品目が対象で、密閉型蓄電池は、蓄電池として使われるほか、電動自転車やビデオカメラなどに採用されている。追加する3品目は、内

蔵する蓄電池を分解して廃棄するのが難しく、回収義務の対象外となっていた。

総務省が昨年、全国の43市を対象に行った調査によると、不燃ゴミなどに混入したりリチウム蓄電池関連の品目は、蓄電池単体が19・4%と最も多く、「加熱式たばこ」(15・9%)、「携帯電話」(12・4%)、「モバイルバッテリー等」(11・8%)と続いた。

環境省によると、2023年度にゴミ収集車やゴミ処理施設などで発生した小型リチウム蓄電池による発煙・発火事故は2万1751件に上った。



▼マネ
少額
▼安心
遠古



1. 今年4月の省令改正。
2. プラ資源法
3. 再資源高度化法
4. 資源有効利用促進法

5. 許可不要制度の全体像。

「規制緩和」はよいことのように聞こえるが、では、なぜ、そのような「規制」「制度」が必要なのか。

必要だったからこそ、制度を作り、規制してきた。

その規制を取り払うというのだから、それなりの理由や条件は必要。

再資源化、リサイクルとは。

次の物が廃棄物として「家庭から排出」された場合、「事業所から排出」された場合」の処理ルートを考えてみてください。

- ①書類
- ②調理くず、食べ残し
- ③テレビ
- ④扇風機
- ⑤木製机
- ⑥欠けた茶碗
- ⑦インクのでないボールペン
- ⑧消火器
- ⑨携帯電話
- ⑩タイヤ
- ⑪自動車
- ⑫ペットボトル
- ⑬引っ越し廃棄物
- ⑭在宅医療廃棄物
- ⑮古着
- ⑯ベビーチェア

- ⑰オートバイ
- ⑱スマホ
- ⑲空きビン
- ⑳空き缶
- ㉑ゲーム機
- ㉒ファンヒーター
- ㉓バッテリー(鉛蓄電池)
- ㉔リチウム電池
- ㉕冷蔵庫
- ㉖洗濯機
- ㉗蛍光灯
- ㉘パソコン
- ㉙スプリングマットレス
- ㉚プラスチック製ハンガー
- ㉛剪定枝
- ㉜コンクリートブロック

廃棄物処理法罰則

第25条

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 無許可営業
- 二 不正許可取得
- 三 無許可変更
- 四 不正変更許可取得
- 五 命令違反
- 六 無許可業者委託（産廃、事業系一廃）
- 七～十三（省略）

- 十四 不法投棄
- 十五 不法焼却
- 十六 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）保管、収集、運搬又は処分者
- 2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

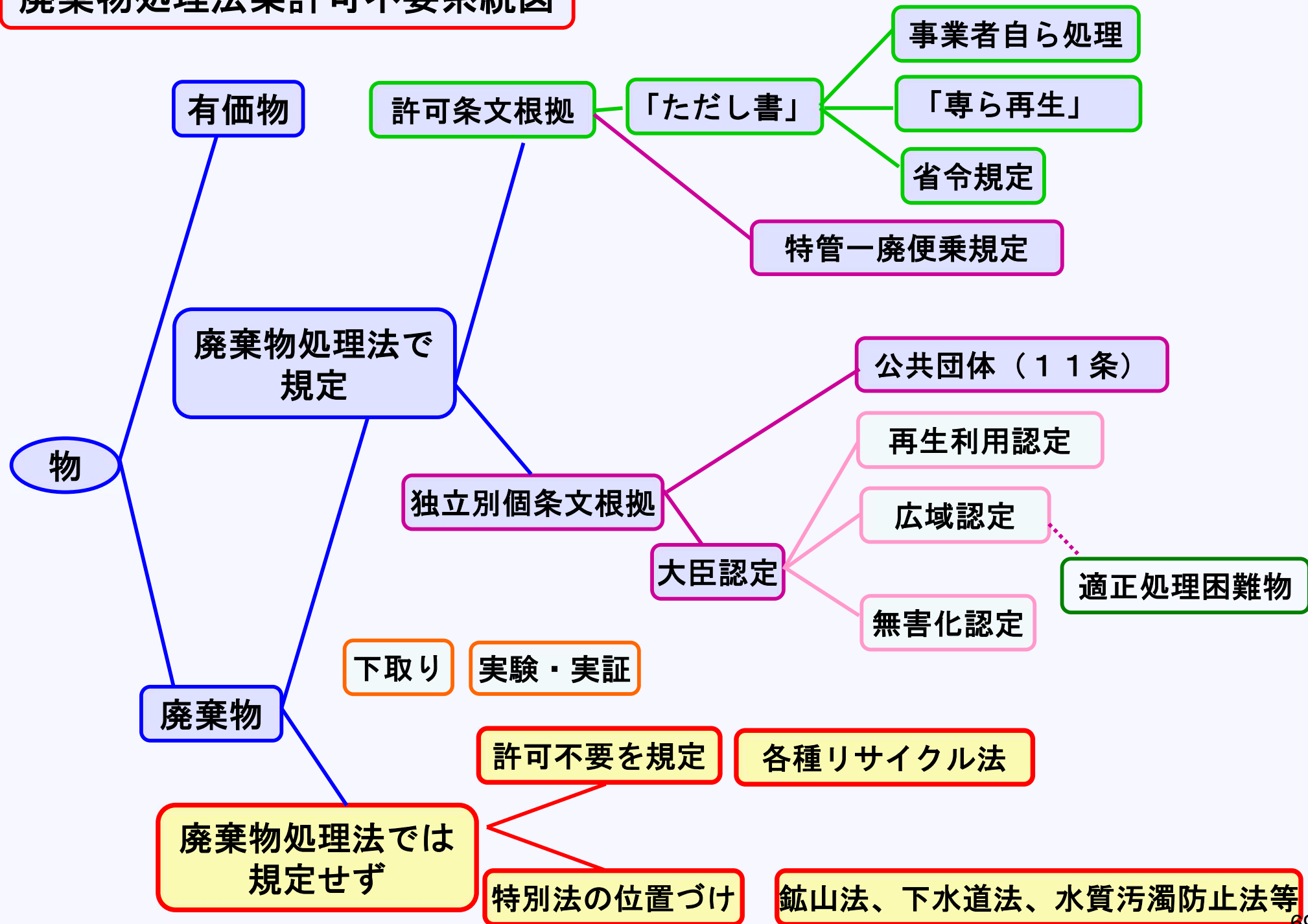
このように厳しい罰則の対象ともなる許可制度にもかかわらず、「許可不要」として運用しているいくつかの規定がある。

許可も取らずに「やってよい」というのは、それなりの理由や条件があってあたりまえ。

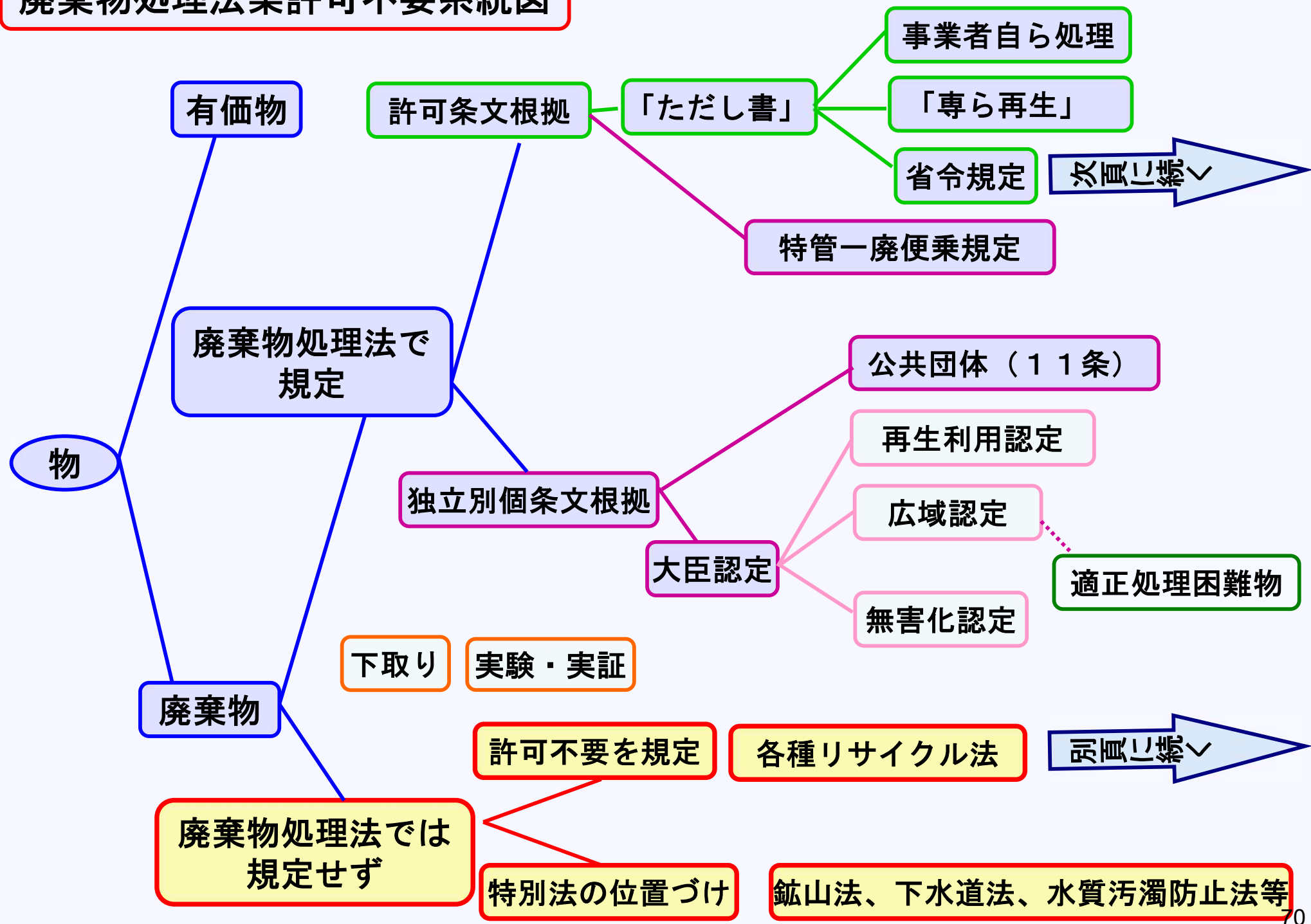
現在、各種リサイクル法をはじめとする、「許可不要制度」は、このような考えにより制度化されている。

許可不要者は、何らかの義務をかけられており、それを達成するために「許可不要」とされていることがほとんど。

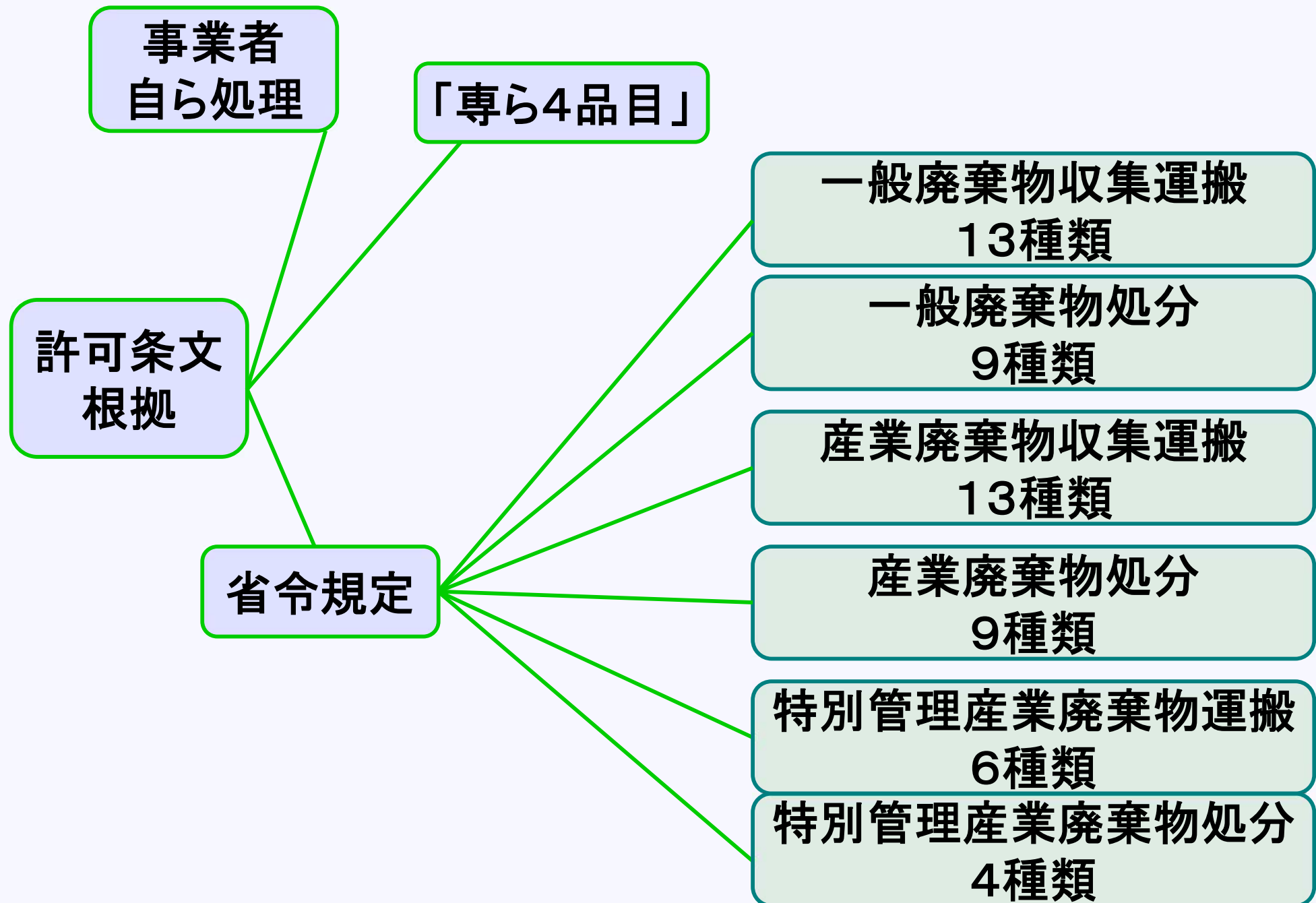
廃棄物処理法業許可不要系統図



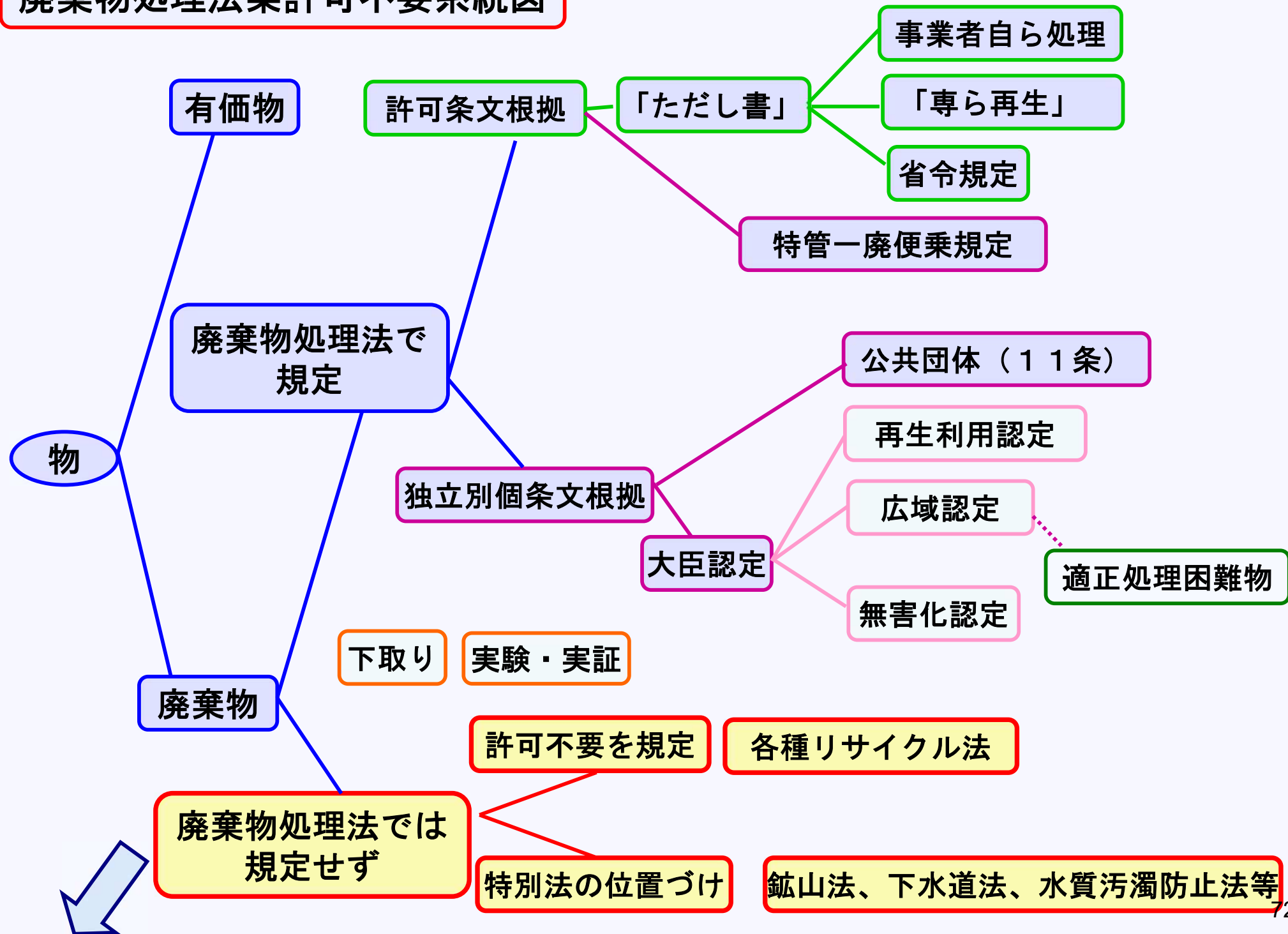
廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図

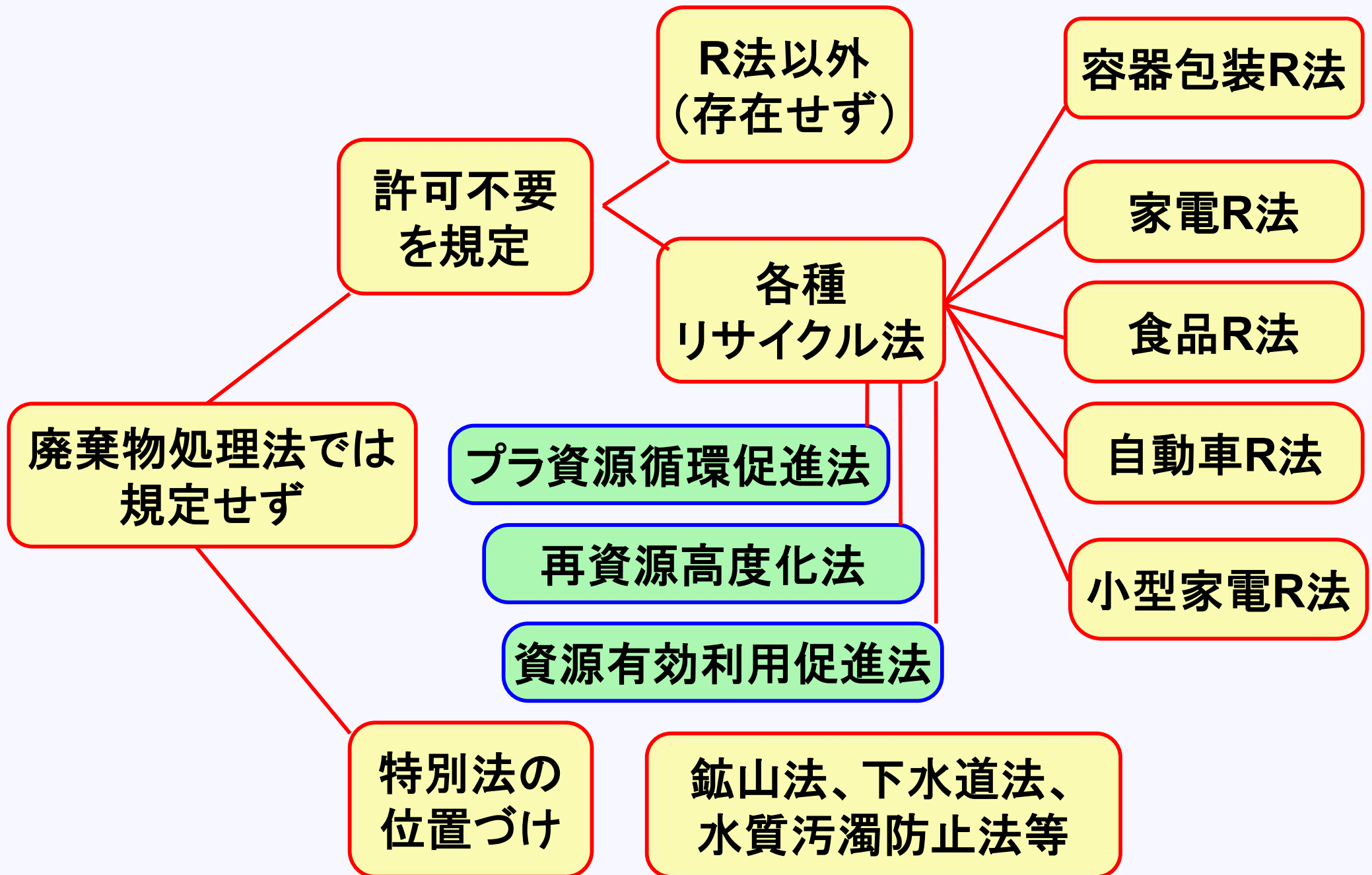


廃棄物処理法業許可不要系統図

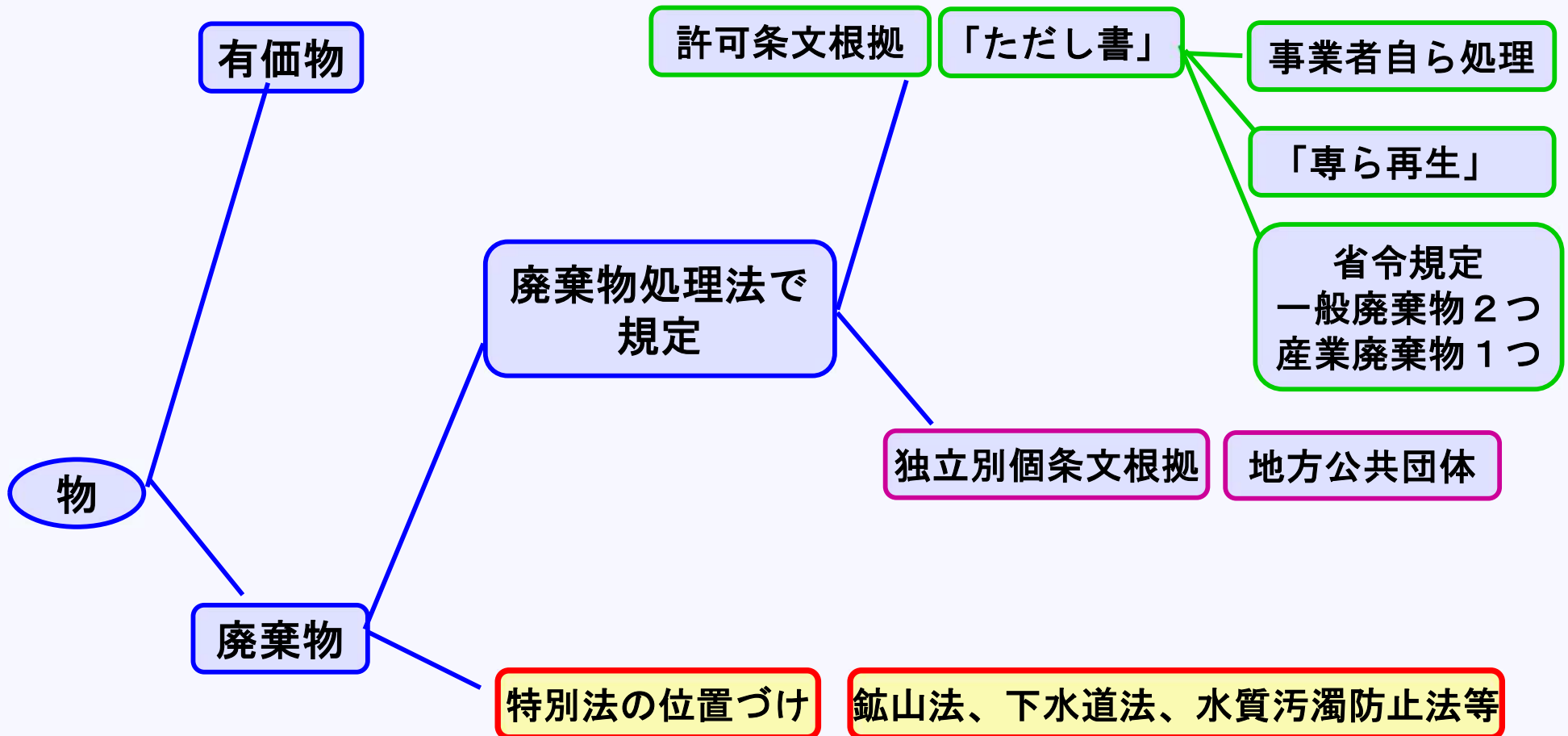


各種リサイクル法の詳細系統図

建設R法には許可
不要制度はない

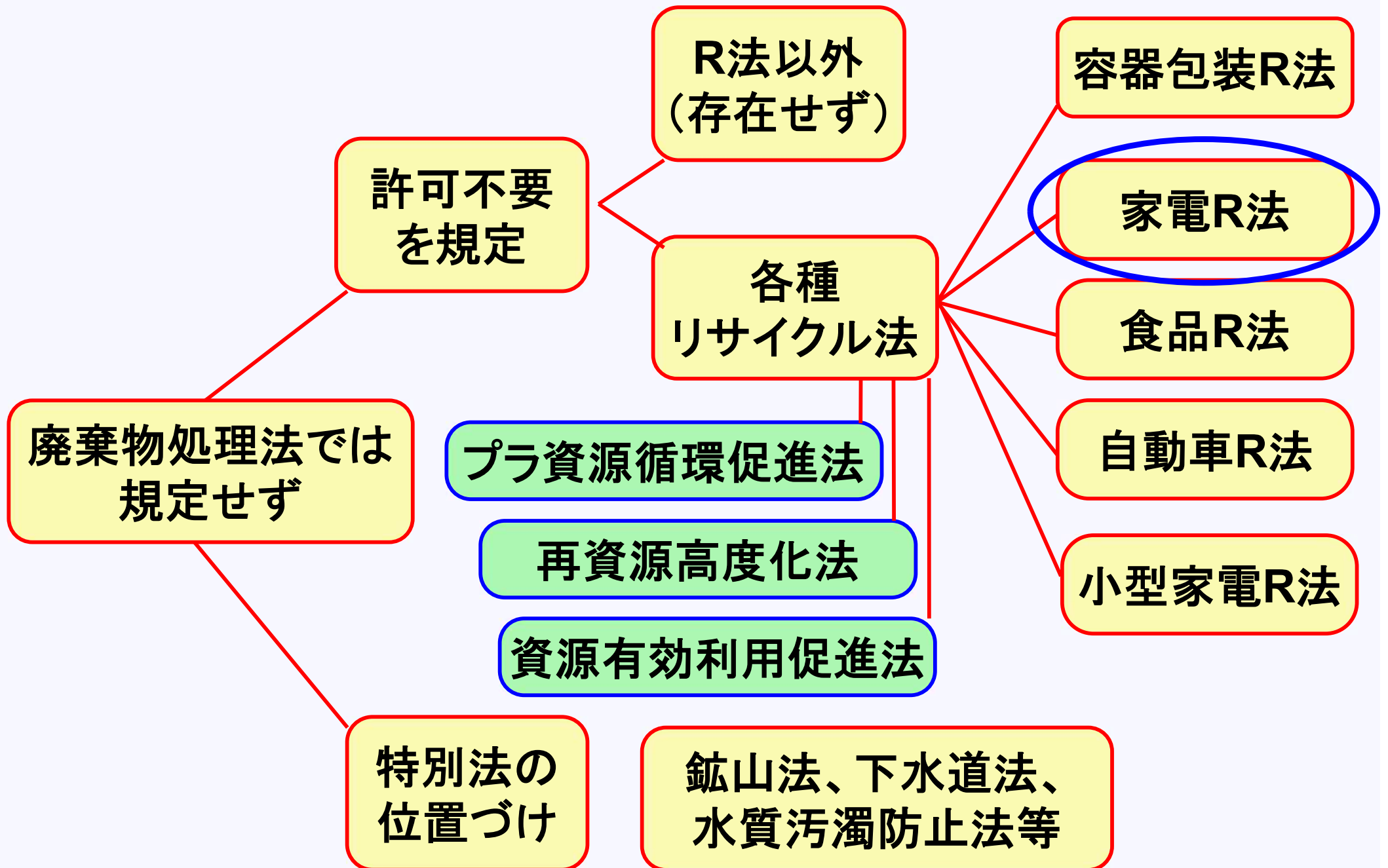


廃棄物処理法スタート時の業許可不要系統図



各種リサイクル法の詳細系統図

建設R法には許可
不要制度はない



家電R法に規定する許可不要制度1

家電R法第49条

1. 小売業者

2. 指定法人

3. 指定法人の委託を受ける者

一般廃棄物収集運搬業
又は
産業廃棄物収集運搬業
許可不要

1. 再商品化認定製造業者等

2. 指定法人

3. 1 or 2の委託を受ける者

一般廃棄物運搬業・処分業
又は
産業廃棄物運搬業・処分業
許可不要

家電R法に規定する許可不要制度2

家電R法第50条

小売業者の委託を受ける
産業廃棄物業者



一般廃棄物収集運搬業
許可不要

小売業者の委託を受ける
一般廃棄物業者



産業廃棄物収集運搬業
許可不要

特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

目 的

家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進すること。

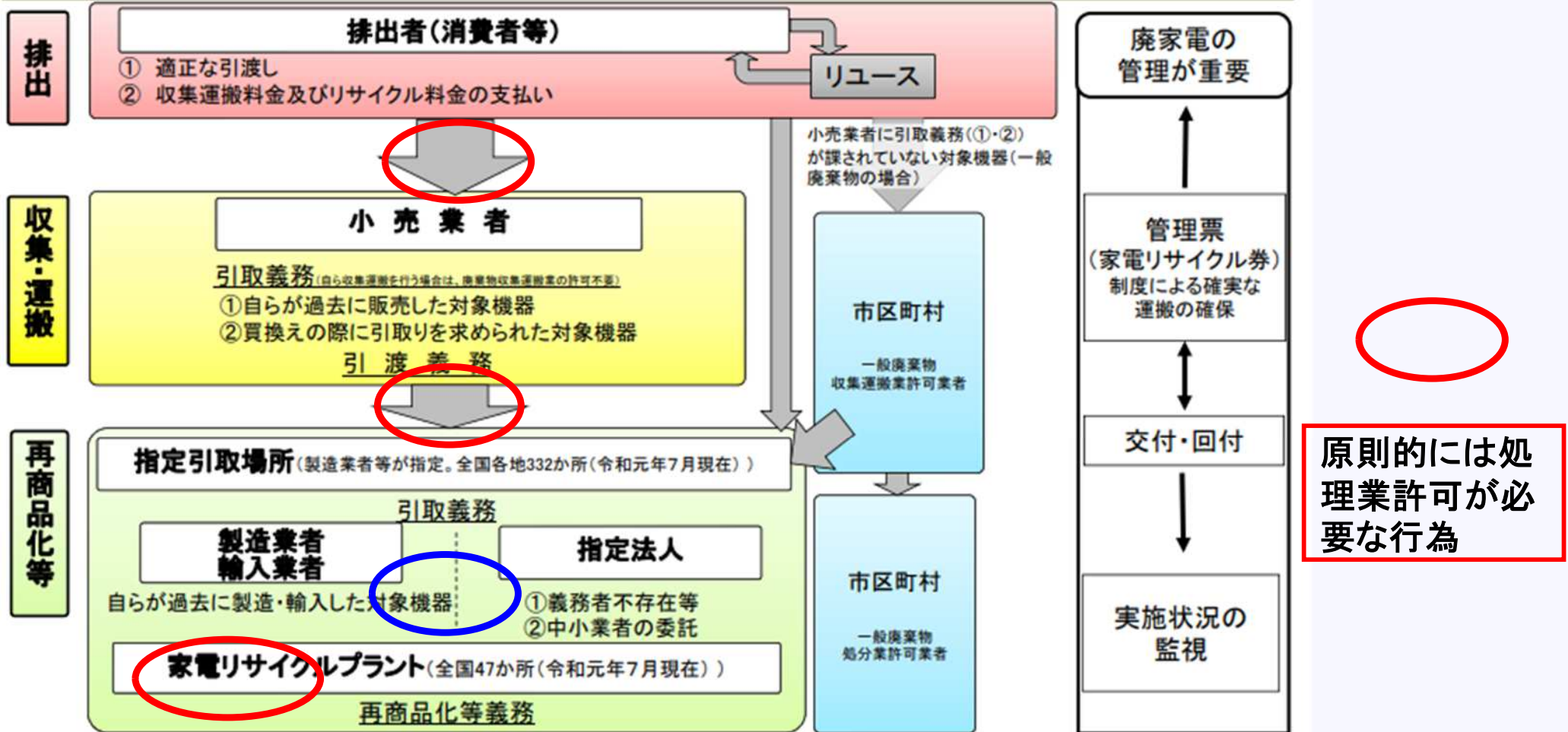
対象となる家電製品

- ①エアコン
- ②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ※1
- ③冷蔵庫・冷凍庫※ 1
- ④洗濯機・衣類乾燥機※ 1

※1 液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機は平成21 年4 月から対象に追加。

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。家庭用のエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



出典、経産省HP。使用済み家電製品のリサイクルの流れ

BUNさんから見た各制度の長短所(あくまで個人的感想)

制度	メリット	デメリット
廃棄物処理法許可	排出者(お客様)、アウトプットの拘束無し	許可権限者毎の許可。許可期限あり。
知事・市町村長指定	許可不要。	指定した行政区域内限定。「再生」必須。裁量大きい。
大臣広域認定	許可不要。	自社物限定。認定取得は相応に大変。
容器包装R法	市町村は収集のみ。	分別基準に適合した「容器廃棄物」に限定。一般廃棄物のみ対象
自動車法許可、登録	許可不要。自リ法許可は全国有効。	自動車に限定。許可取得は廃棄物処理法同等。
家電R法	許可不要。家電販売店は手続き不要	家電4品目に限定。
小電R法登録	許可不要。	政令28品目に限定。認定取得は相応に大変。
プラ資源循環法認定	許可不要。	プラ廃棄物限定。認定取得は相応に大変。

3-1.廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術**を有する**設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること



**BUNさん視点：今までは「適正処理」。「再資源化」は「望ましい」レベル。
今後は、「再資源化」が「義務」の時代に。
そのために、いろんな規制緩和制度を充実させてきているのだから、やはり、ルールに則った再資源化を。**



1. 今年4月の省令改正。
電子マニフェスト項目の追加。
どうしてこんな改正をしたのか？

(私見)

再資源高度化法では処分業者に再資源化の、事実上の強制。
令和4年スタートのプラ資源法でも使用制限、再資源化の事実上の強制。
(折角なので、もう一つの改正事項の「委託契約書法定項目の追加」も紹介)

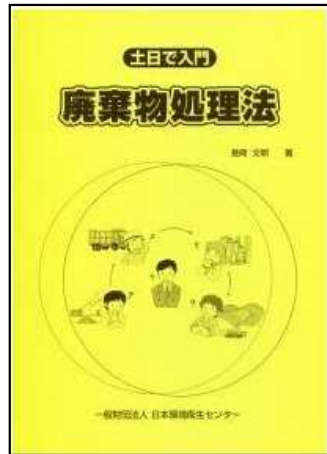
2. プラ資源法
目的、概要、許可不要制度3つ。

3. 再資源高度化法
目的、概要、許可不要制度2つ。

4. 資源有効利用促進法
目的、概要、許可不要制度1つ。

5. 許可不要制度の全体像。
「規制緩和」はよいことのように聞こえるが、では、なぜ、そのような「規制」「制度」が必要なのか。
必要だったからこそ、制度を作り、規制してきた。
その規制を取り払うというのだから、それなりの理由や条件は必要。
再資源化、リサイクルとは。
これからは「適正処理」では足りない時代。
そのために、いろんな規制緩和制度を充実させてきているのだから、やはり、ルールに則った再資源化を。

拙著のコンテンツ



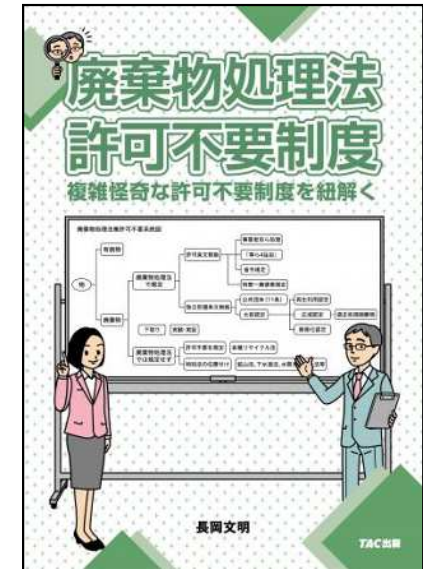
入門書、経験年数0年
全くの素人向け。



応用、経験年数1～2年
現場でよく出される疑問を取り上げ、
ケーススタディ。



通知解説、経験年数2年以上
法律条文を一応理解した人向け



廃棄物処理法の許可不要制度に特化
各種リサイクル法等解説、経験年数3年以上



廃棄物処理法の公的運用を解説
最新版は令和2年版であるが、
これには通知CDが付いていない。



問題集。知識の確認。
試験対策用。
解説が詳細で間違いなし。



第3章に廃棄物
処理法の暗黙のルールに
踏み込んでい
る。



廃棄物処理法の
制度の成り
立ちや詳細に
ついて解説